

# 横浜市立大学「特別災害支援制度」(追加募集) 申請の手引き

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、アルバイト収入の大幅な減少等、生活がひっ迫している自宅外通学（家賃支払い有り）の学生に対し、審査の上、一時金を支給します。

## 1 申請資格

次の5項目について、全て該当する本学の学部生及び大学院生

- ※ 科目等履修生、研究生、聴講生、特別聴講学生及び国費・JICAプログラム・交換外国人留学生は除きます。
- ※ 新入生で、これまでアルバイトを行っていないが、入学時から開始する予定であった学生については、理由書にその旨を記載して申請してください。

- (1) 自宅外通学（家賃の支払い有り）であること。
- (2) 新型コロナウイルスの影響により、自己の生活費を賄うアルバイト収入が大幅に減少（半減以下程度）していること。
- (3) 新型コロナウイルスの影響により、保護者が失職若しくは収入が大幅に減少、又はその他の理由でこれまで以上に支援を受けることが困難であること。
- (4) 月8万円以上の給付型の奨学金を受給していないこと。
- (5) 学業継続に意思・意欲があること。

## 2 支給金額

5万円 ※令和2年度1回限り支給

## 3 想定人数

150名

## 4 申請期限

令和2年 6月25日（木）17:00 ※郵送の場合は当日必着

## 5 申請方法等

### (1) 申請方法

次のいずれかの方法で申請してください。

#### ① 下記の申請フォーム

横浜市立大学 新型コロナウイルス感染拡大に伴う特別災害支援制度申請フォーム

## ② 郵送

「簡易書留」または「特定記録」、「レターパックライト（370円）」

## (2) 申請書類

申請フォームを利用する場合、次の②③④⑤の書類については、画像データを添付してください。

① 申請書および理由書（ダウンロード可能）

② 申請者が居住する家屋賃貸借契約書の写し

③ アルバイト先の給与明細書の写し（収入減少前と減少後）

※給与明細書がない場合には、理由書に収入の減少前と減少後の金額を記載してください。

④ 保護者の給与明細書等の写し（収入減少前と減少後）

※ 自営業の場合は、売上額、仕入額等がわかるものの写しを添付ください。

※ 給与明細書等がない場合には、理由書に減少前と減少後の金額を記載してください。

⑤ 申請者本人の口座番号・店番号・名義人名の確認ができるものの写し（通帳の見開き1ページ目）

## (3) 送付先

〒236-0027 横浜市金沢区瀬戸 22-2

横浜市立大学 学生支援課 学生担当「特別災害支援制度担当」あて

## 6 支給の決定・通知

申請理由などを審査したのち、支給の可否を決定し申請者本人に通知します。

## 7 支給方法

申請者本人が指定した口座に振り込みます。

## 8 支給の取消・返還等

(1) 虚偽の疑いがあると判断した場合には、申請者本人名義口座の入出金明細書の提出を求めます。

(2) 上記(1)の書類提出に応じない場合、または、虚偽の申請を行った場合には、支給金額全額を速やかに返納していただきます。

## 9 問合せ先

下記までメール又は電話でお願いします。

学生支援課 学生担当（金沢八景キャンパス）

○メールアドレス：gaku2020@yokohama-cu.ac.jp

○電話：045-787-2432、または 045-787-2090（平日の 9:00～17:00）